社会福祉法人こまくさ福祉会　役員等報酬規程

（目的）

1. この規程は、社会福祉法人こまくさ福祉会定款第８条及び第２１条の規定に基づき、

役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第3条　役員及び評議員等に対しては、それぞれの役員及び評議員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

　(1)理事（常勤）　　理事会出席、勤務報酬等

(2)理事（非常勤）　理事会出席、勤務報酬等

(3)評議員　評議員会出席、勤務報酬等

　(4)監事　報酬等

（報酬等の額の算定方法）

第４条　役員及び評議員等の報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定めるもの

　とする。

(1)出席報酬等　別表１に定める額

(2)勤務報酬等　別表２に定める額

(3)出張旅費等　別表３に定める額

（理事会の出席報酬等）

第５条　理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費

　を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報

酬及びび実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員会の出席報酬等）

第６条　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払

うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の

報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員の勤務報酬等）

第７条　理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたっ

　　　　た場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

　　　２　理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のた

　　　　　めの業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

３　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員の勤務報酬等）

第８条　評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運

営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことが

できる。

２　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（監事の報酬等）

　第９条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償

　　　　　費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本

条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

　　　２　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立

　　　　　会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費

弁償費を支払うことができる。

３　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第１０条　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表２により１日分の報

　　　　　酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に

　　　　　係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わない

ものとする。

　　　２　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に

　　　　　係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うこと

ができる。

３　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第１１条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支

給することができる。

２　旅費は、実費を支給する。

３　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

４　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

　　　５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払

い、出張終了後精算することができる。

（報酬等の支給方法）

第１２条　役員及び評議員等に対する報酬は、それぞれ理事会及び評議員会等に出席した都度、支給する。

２　報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

３　報酬等は、法令の定めところにより控除すべき金額を控除して支給する。

# （適用除外）

第１３条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

# （公表）

第１４条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の

支給の基準として公表する。

# （補則）

第１５条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

# （改廃）

第１６条　本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

# 付　則

１　この規程は、平成２２年３月１６日より適用する。

付　則

１　この規程は、平成２９年４月１日より適用する。

別表１（日額）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 報　　酬  （一人当たり上限額） | 報酬（年間総額上限額）※ | 実費弁償費  （一人当たり上限額） | 実費弁償費  （年間総額上限額）） |
| 理事会出席報酬等  （常勤・非常勤） | 5,000円以内 | 120,000円以内 | 5,000円以内 | 120,000円以内 |
| 評議員会出席報酬等 | 5,000円以内 | 140,000円以内 | 5,000円以内 | 140,000円以内 |
| 苦情対応第三者委員 | 5,000円以内 |  | 5,000円以内 |  |

別表２（日額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 報　　酬  （一人当たり上限額） | 実費弁償費  （一人当たり上限額） |
| 理事長業務報酬等 | 15,000円以内 | 5,000円以内 |
| 理事及び評議員業務報酬等 | 5,000円以内 | 5,000円以内 |
| 監事監査指導報酬等 | 5,000円以内 | 5,000円以内 |
| 苦情対応第三者委員 | 5,000円以内 | 5,000円以内 |

別表３（日額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旅　　費 | 宿泊費 | 報　　酬 | その他 |
| 実　　費 | 20,000円以内 | 5,000円以内 | 実　費 |

※報酬総額算出計算式

理事報酬総額＝一人当たりの報酬額×理事数×理事会開催数＝5,000円×6人×４回

評議員報酬総額＝一人当たりの報酬額×評議員数×評議員会開催数＝5,000円×7人×4回

監事報酬総額＝一人当たりの報酬額×監事数×監査指導数

社会福祉法人こまくさ福祉会　役員名簿（理事・評議員・監事）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏　　　名 | 職　　務　　名 |
| 理　　事 | 池田　輝明 | 社会福祉法人こまくさ福祉会　理事長 |
| 理　　事 | 池田 しずゑ | 特別養護老人ホームふくろうの森 施設長 |
| 理　　事 | 岩波　吉春 |  |
| 理　　事 | 五味　一章 |  |
| 理　　事 | 真道　弘雄 |  |
| 理　　事 | 朝倉　秀尚 |  |
| 評 議 員 | 荻原　進 |  |
| 評 議 員 | 大久保 美智男 |  |
| 評 議 員 | 永澤　政俊 |  |
| 評 議 員 | 小林　宏 |  |
| 評 議 員 | 長田　謙一 |  |
| 評 議 員 | 矢崎　智義 |  |
| 評 議 員 | 守屋　正光 |  |
| 監　　事 | 原田　真弓 |  |
| 監　　事 | 母袋　満男 |  |

平成30年　4月　1日現在